

保護者のみなさまへ

学校給食費に関するお知らせ

日頃は、学校給食の運営につきまして格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申しあげます。学校給食費に関する事項をお知らせします。

学校給食費の公会計化

福知山市では令和 5 年度から学校給食費の公会計化（市の歳入歳出予算に組み込み、市が管理すること）を実施しています。令和 4 年度までは学校に学級費と一緒に学校給食費を納付いただいていたましたが、令和 5 年度より学校給食費は福知山市に納付いただいております。

■ 学校給食の申し込みについて

福知山市において、学校給食の提供を受ける場合は、「福知山市学校給食申込書（別記様式第 1 号）」を、小学校入学時（転入した場合は転入時）、学校給食開始までに通学する学校に提出してください。一度提出されますと、市立中学校を卒業（市外へ転出）するまで有効です。

また、住所、氏名等が変更になった場合は、「学校給食申込事項変更届」を提出してください。

■ 学校給食費の納付方法について

原則、口座振替による納付です。口座振替の手続きをまだされていない方は、早急に手続きをお願いします。下記の金融機関へ直接お申し込みください。

○ 申し込み方法

〔お持ちいただくもの〕

- ・ 預貯金通帳
- ・ 預貯金の届出印

〔申し込み先の金融機関〕

- ・ 京都銀行 ・ 京都北都信用金庫 ・ 京都丹の国農業協同組合
- ・ 福知山市内の京都農業協同組合 ・ 近畿労働金庫福知山支店
- ・ 但馬銀行福知山支店 ・ 福知山市内の中兵庫信用金庫
- ・ 但馬信用金庫福知山支店 ・ ゆうちょ銀行 ・ 郵便局

○ 口座振替の開始

一定お日にちを要します。申し込み時期によっては翌々月からの振替開始となる場合があります。

■ 令和 7 年度学校給食費の額について

学校給食費の額

6 月中旬頃に「学校給食費決定通知書」を送付します。児童生徒のみなさまごとの学校給食費の額や納付期限が記載されていますので御確認ください。

区分	1 食当たりの単価	第 1 期～ 第 9 期の各納付額	第 10 期 (調整して決定)
小学校 1・2 年生	282 円	5,300 円	(仮)4,470 円
小学校 3・4 年生	285 円	5,300 円	(仮)5,025 円
小学校 5・6 年生	289 円	5,400 円	(仮)4,865 円
中学校 1・2 年生	313 円	5,700 円	(仮)5,040 円
中学校 3 年生	313 円	5,400 円	(仮)4,610 円

※ 1 年間の学校給食費を 10 期に分けて納付いただきます。第 1 期分から第 9 期分までは、同額を納付いただき、第 10 期分については、1 年間の給食実施回数に応じて学校給食費を納付いただきます。上記、第 10 期分の金額については、仮の金額であり、金額の増減や、場合によっては還付が発生することがあります。

※ 転入生等、年度途中から喫食を開始された方については、期別ごとの学校給食費が異なる場合があります (1 食当たりの単価は上記の金額と同額です)。「学校給食費決定通知書」を御確認ください。

■ 令和 7 年度納付期限(口座振替日)について

令和 6 年度までは 5 月から徴収を開始していましたが、令和 7 年度からは 6 月から徴収を開始します。

また、令和 6 年度までは納付期限日 (口座振替振替日) に残高不足等で引き落としができなかった場合は、後日、再度の口座振替を行っていましたが、令和 7 年度からは再度の口座振替は行いません。

納付期限 (口座振替日) (学校の集金日とは異なります)

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
納付期限	6 月 30 日	7 月 31 日	9 月 1 日	9 月 30 日	10 月 31 日
納期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
納付期限	12 月 1 日	1 月 5 日	2 月 2 日	3 月 2 日	3 月 31 日

※ 指定の口座から納付期限日に口座振替を行います。残高不足等で引き落としができなかった場合は、督促状納付書を送付しますので、督促状納付書で納付をお願いします (督促手数料 100 円を御負担いただきます)。

※ 督促状納付書に記載の納付期限日を過ぎた場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関もしくは福知山市役所会計室、各支所出納窓口にて納付してください。

■【重要】学校給食費を滞納した場合

不本意ながら、訴訟等の法的措置を行わざるを得なくなり、財産（預金や給与等）が差し押さえられる場合があります。そのようなことにならないよう、指定した期限までに必ず納付してください。

※ 滞納されている学校給食費については、送付しております督促状納付書で納付してください。督促状納付書を紛失されている場合は、学校給食センターまで御連絡をいただきますようお願いいたします。納付書を発行して送付させていただきます。

■ こんな場合に届出が必要です

学校給食を停止、再開する場合

入院等の理由で連続して 5 日以上（休日等を除く）学校給食を停止する場合は、停止する日の 5 日前（休日等を除く）までに「学校給食停止（再開）・終了届（別記様式第 2 号）」を提出してください。その場合は、年度末に学校給食費の額を減額調整し精算します（1 日単位で欠食し、結果として 5 日以上欠食した場合等は減額調整の対象となりません）。

また、学校給食を再開する場合も、再開する日の 5 日前（休日等を除く）までに「学校給食停止（再開）・終了届（別記様式第 2 号）」を提出してください。

学校給食を終了する場合

転出等で学校給食を終了する場合、給食が不要となる日の 5 日前（休日等を除く）までに「学校給食停止（再開）・終了届（別記様式第 2 号）」を提出してください。

牛乳または学校給食のすべてを受けることができない場合

食物アレルギー等のやむを得ない理由により、牛乳または学校給食のすべてを受けることができない場合は、停止する日の 5 日前（休日等を除く）までに「学校給食停止（再開）・終了届（別記様式第 2 号）」を提出してください。

また、食物アレルギーが治った等の理由によって再開する場合も、再開する日の 5 日前（休日等を除く）までに「学校給食停止（再開）・終了届（別記様式第 2 号）」を提出してください。

必要な届出一覧

時 期	必 要 書 類	提 出 先
連続 5 日以上(休日等を除く)学校給食の提供を停止する場合、または再開する場合	○学校給食停止(再開)・終了届	学校もしくは給食センター
アレルギー等の理由で学校給食の提供を受けることができない場合	○学校給食停止(再開)・終了届	学校もしくは給食センター
転出等で学校給食を終了する場合	○学校給食停止(再開)・終了届	学校もしくは給食センター
住所、氏名等が変更になった場合	○学校給食申込事項変更届	学校もしくは給食センター
振替口座を変更する場合	○学校給食申込事項変更届	学校もしくは給食センター
	○口座振替依頼書	各金融機関

書類の取得方法

各学校、学校給食センターで配布しています。また、市のホームページからのダウンロードも可能です。

■ 学校給食費の精算について

年度末に学校給食費を精算します。精算した結果、追納や還付が発生する場合がありますので予め御了承ください。

なお、年度の途中で転出された場合は、転出した月の翌月以降に精算します。

問い合わせ

福知山市教育委員会

学校給食センター

TEL : 0 7 7 3 - 2 3 - 5 7 6 6

FAX : 0 7 7 3 - 2 3 - 5 9 4 9